

10月以降の新型コロナウイルス感染症に係る
診療報酬上の臨時的取扱いのまとめ(請求コード等)

<外来・在宅診療> ※主なもののみ抜粋

1. 新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者含む）を診察した場合

旧名称	点数	新名称及び請求コード
院内トリアージ実施料（特例） ※受入患者を限定しない外来対応医療機関（要公表）	147 点	特定疾患療養管理料 （100床未満の病院）（特例） （10月以降） 113046250
	（在宅診療） 50 点	看護配置加算（1日につき）（特例） （10月以降） 113046750
特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例） ※上記以外の医療機関	50 点	夜間・早朝等加算 （特例）（10月以降） 113046650

2. 新型コロナウイルス感染症患者を往診または訪問診療した場合

旧名称	点数	新名称及び請求コード
救急医療管理加算1（緊急の往診等） （特例）	300 点	院内トリアージ実施料 （在宅）（緊急往診等） （特例）（10月以降） 180070850
※介護保険施設等に往診した場合	950 点	救急医療管理加算1（施設内療養・ 緊急の往診等）（特例） 180070150

3. 新型コロナウイルス感染症患者を入院調整した場合

旧名称	点数	新名称及び請求コード
救急医療管理加算1（入院調整） （特例）	100 点	療養情報提供加算（特例） （10月以降） 113046350

4. 新型コロナウイルス感染症の後遺症患者を診察した場合

旧名称	点数	新名称及び請求コード
特定疾患療養管理料（100床未満・ 罹患後症状持続）（特例）	147 点	特定疾患療養管理料（100床未満・ 罹患後症状持続）（特例） 113045950

※ 都道府県の「罹患後症状に悩む方の診療を行っている医療機関のリスト」に掲載されている医療機関のみ

※ 新型コロナから回復した患者であって、新型コロナ確定患者と診断された後、3か月以上経過し、かつ罹患後症状が2か月以上持続している患者のみ